

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 4 日）

府省名	警察庁
対象事業名	遺失した旨の届出

## 1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
2058	遺失した旨の届出	申請等	国民等、 民間事業 者等	地方等	4,419,903	17,738	0.4%	20%	(注)

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

(注) 全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）への移行を完了してから5年後の年度末まで

## 2. 対象事業の概要

警察署長は、遺失者から物を遺失した旨の届出（以下「遺失届」という。）を受けたときは、遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）別記様式第 5 号の遺失届出書により受理するものとされている。

届出を受けた警察署長は、当該遺失届に係る物件について、これとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件等の有無を確認し、その結果、当該遺失届に係る物件の提出等が自署になされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と、当該提出物件の現物等の内容とを照合し、その者が当該物件の遺失者であることを確認した上で、返還することとされている。

確認の結果、該当する物件がないときは、警察本部長に対し、他の警察署長が提出を受け公告を行っている物件や、他の都道府県警察において提出された物件のうち貴重な物件等の理由で通報があったものとの照会を行い、これらによっても同一のものと認められる物件がないときは、当該遺失届出書の内容について、警察本部長に報告を行うこととされている。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

現在、7 道県においてオンライン申請が導入されている。

より多くの都道府県においてオンラインによる申請を可能とすべく、警察庁が整備する共通基盤上に遺失物等情報管理業務（仮称）を整備し、令和 4 年度中から一部の府県において実施し、その後全国に拡大していく予定である。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

<p>手続名</p>	<p>遺失した旨の届出</p>															
<p>各手続の概要</p>	<p><b>【概要】</b>                  警察署長は、遺失者から物を遺失した旨の届出（以下「遺失届」という。）を受けたときは、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）別記様式第5号の遺失届出書により受理する。                  その際、遺失届出書に受理番号を付すとともに、当該受理番号、物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所その他必要な事項について記載等をおこなう。</p> <p><b>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</b></p> <p>年間届出件数（令和2年）：3,647,106件</p> <table border="1" data-bbox="454 1114 1890 1259"> <thead> <tr> <th colspan="5">オンライン利用率（オンライン申請を導入した7道県のオンライン届出件数／全国の届出件数）</th> </tr> <tr> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table>	オンライン利用率（オンライン申請を導入した7道県のオンライン届出件数／全国の届出件数）					平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.8%
オンライン利用率（オンライン申請を導入した7道県のオンライン届出件数／全国の届出件数）																
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年												
0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.8%												

<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p><b>【目標】</b> オンライン利用率 20% (遺失した旨の届出) <u>オンライン利用率 = システム届出件数 / 全届出件数</u></p>
	<p><b>【取組期間 (達成期限)】</b> 全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務 (仮称) への移行を完了してから 5 年後の年度末まで</p>
	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b> 警察庁では、各種行政手続に係る本格的なオンライン申請システムの運用を可能な限り早期に開始する方向で検討を進めている。他の手続のオンライン化の例をみるに、オンライン化未実施の手続が利用率 20% に達するまで、通常のペースであればおよそ 10 年程度の期間を要することとされているが、昨今のオンライン手続への社会的なニーズの高まり等を踏まえ、全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務 (仮称) への移行を完了 (令和 8 年度) してから 5 年後の年度末までに 20% の達成を目指すもの。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラン ①	課題	遺失物等情報管理業務（仮称）の整備・運用
	中間 KPI	【目標・達成期限】 各都道府県警察における遺失物等情報管理業務（仮称）への移行を推進し、令和 8 年度末までに移行地域を 100%とする。
		【KPI の定義】 遺失物等情報管理業務（仮称）移行済地域＝移行済みの都道府県／全都道府県の数
	アクション プラン a	【取組内容】 各種関係規定の整備
		【取組期限（期間）】 全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）への移行を完了する年度まで
	アクション プラン b	【取組内容】 遺失物等情報管理業務（仮称）の運用段階における実務上の課題の把握と解決方策の検討・実施
		【取組期限（期間）】 全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）への移行を完了する年度から 3 年後の年度末まで
	アクション プラン c	【取組内容】 遺失届の受理業務に従事する職員への周知
		【取組期限（期間）】 全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）への移行を完了する年度から

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	国民への周知・広報活動
	中間 KPI	【目標】 全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）への移行を完了して から3年後の年度末までにオンライン利用率を7%以上とする。
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝システム届出件数/全届出件数
	アクション プラン a	【取組内容】 警察庁ウェブサイト等を活用した広報活動
		【取組期限（期間）】全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）へ の移行を完了する年度から
	アクション プラン b	【取組内容】 各都道府県警察でのオンライン届出推奨活動等
		【取組期限（期間）】全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）へ の移行を完了する年度から
	アクション プラン c	【取組内容】 本格的なオンライン申請システムの使い方に係る Q&A 集の作成・公開
		【取組期限（期間）】全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）へ の移行を完了する年度から

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラン ③	課題	普及促進に向けたオンライン利用状況及びシステム運用状況の精査
	中間 KPI	【目標】 全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）への移行を完了して から4年後の年度末までにオンライン利用率を10%以上とする
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝システム届出件数/全届出件数
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン利用状況を踏まえた各種課題への対応
		【取組期限（期間）】 全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）への移行を完了して から3年後の年度末まで
	アクション プラン b	【取組内容】 運用状況を踏まえたシステムアップデートの必要性について検討
		【取組期限（期間）】 全ての都道府県警察が、警察庁が共通基盤上に整備する遺失物等情報管理業務（仮称）への移行を完了して から3年後の年度末まで
	アクション プラン c	【取組内容】
【取組期限（期間）】		

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン④	課題	
	中間 KPI	【目標】
		【KPI の定義】
	アクション プラン a	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクション プラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

<4-2>

手続名	
各手続の 概要	【概要】
	【年間総手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

(オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表)  
スコアカードを作成して、四半期ごとに警察庁ウェブサイト上に公開する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

有識者・事業者団体等の第三者を選定の上、おおむね年に1回の頻度でスコアカード等の進捗状況を示す資料を提示し、取組の妥当性・進捗度合いについてチェックを受ける。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。